

# 「人から学ぶ」ということに支えられて

#### 特許審査第二部長 木原 美武

## 1. はじめに

昨年の猛暑の頃、特技懇誌の編集委員の方から、"Bridge Work"の原稿を依頼され、その場でお受けはしたものの、 さて、どのような内容のものにしたものかと、秋風が吹く ようになっても、正直、迷っていました。そのような折り、 特に年次の若い皆さんとの会話の中で、私の仕事観につい て質問を受けることが少なからずありました。そこで、こ の機会に、これまで自分に与えられた仕事をどのように乗 り切ってきたのか、その経験をご紹介するのも良いのかな と思い、筆を執った次第です。

## 2. 「人から学ぶ」ということが基本スタイルに

1981年の特許庁への入庁以来、これまで、審査、審判 実務はもとより、庁内併任、海外赴任、外郭団体への出向 等、いろいろな仕事の機会を与えていただきました。その 全てにおいて、「人との繋がり」に支えられ、「人から学ぶ」 ということが、私にとっての共通の基本スタイルになって いたという思いです。

ここでの「人から学ぶ」という表現は、いろんな意味で 使っています。例えば、(1) 自分に無い、不足している知 識・情報等を得るために、人から教わること、(2) 自分や 周りの者のアイデア等を更に詰めていくために、人と議論 や意見交換すること、(3) 自分で確立できたと思う考え方 に問題がないことを確認するため、人から意見を求めるこ と、等々様々なレベルで広く捉えています。

また、その「人から」の「人」も、その時々の上司、部下 や庁内の同僚、先輩、後輩のみならず、外部の制度有識者 や制度ユーザー、さらには、マスコミの方々をも含む、広 い範囲の人々を意味します。

> 3. 他の審査官から直接学ぶ ~「審査は足で稼げ」との指導を受けて~

#### 3-1.最初の担当は電子レンジで

入庁し、最初に担当した技術分野は、「マイクロ波加熱装 置(H05B6/64)」、その下位分類の「回路(H05B6/66)」、「監 視または制御のためのもの(H05B6/68)」の3つのIPCが中 心でした。マイクロ波加熱装置と言っても、ほとんどの出 願が電子レンジでしたので、ここでは電子レンジとして話 を進めましょう。電子レンジの原理は、商用電源の電圧を 約4.000Vに昇圧し、直流に整流してマグネロトンという真 空管を励起し、2.45GHzのマイクロ波を発生させ、それに より、食品内部の極性をもつ水分子を繋ぐ振動子が振動・ 回転して食品温度を上げるというものです。その歴史は、 1946年に、世界一位のミサイルメーカーでレーダー技術を 開発した米国レイセオン社が基本特許をとったところから 始まります。私が審査を担当した1980年代は、一般家庭に 電子レンジが広く浸透してきており、日本の家電メーカー 各社が競って新機種開発を行い、特許出願を急激に伸ばし ていた時代でした。価格も、1960年代前半には100万円以 上していたものが、80年代には機種によっては10万円を大 きく切るようになっており、それが商品普及に拍車をかけ ていました。それでも、当時は、まだマグネトロン1個が1 万円という時代で、現在のように電子レンジ自体が1万円 を切るような商品になるとは夢にも思いませんでしたがり。

<sup>1)</sup> 電子レンジに関する一般情報の一部は、フリー百科事典「Wikipedia」から引用しています。

#### 3-2.ペーパー時代のサーチとは

当時の審査は、電子出願開始(1990年)前ですので、 全てを紙で処理する時代でした。サーチは、担当分野の公 報等を分類単位で時代順に並べたスポットファイル (当時 は、それを「分冊」と呼んでいました。) を手めくりするこ とが基本でした。したがって、右肩上がりに出願が増加し ている分野では、同一分類のファイル数が膨大なものとな り、サーチ効率を上げるために、IPCの下に担当審査官の 経験から更に技術を細分化する非公式分類(「私設分類」、 あるいは「分冊識別記号」と呼ばれた時期もありました。) を作り、ファイルを小分けにしていくといった工夫も必須 になっていました。

私が担当した電子レンジもその例に漏れず、入庁当時で も上述の3つのIPCで5000件程度の公報等サーチ資料が あり、分冊の数も30冊は超えているような状況でしたの で各種工夫が求められていました(当時作成した非公式分 類が、現在のFIとして受け継がれている部分もあり、感 慨深いものがあります)。しかも、電子レンジは、多くの 技術の複合体であり、その発明には、所属の審査室のみな らず、部内や他部の担当分野に深く関連する多種多様の技 術が包含されていました。例えば、(1)大型変圧器に起因 する重量の軽量化を目的としたインバータ電源回路の採 用、(2)マグネトロンの高温化防止のための冷却構造や各 種電気機器の配置・取付、(3)食品の仕上がり状況(温度) の適切な検知ための赤外線センサ、湿度センサ等の採用や タイマーとの組み合わせによる電源制御、といったような 技術です。そのため、(ア)変圧器、コンデンサー等電気 機器技術の担当者、(イ) インバータ等電源回路技術の担 当者、(ウ)冷却技術の担当者、(エ)部品の配置・取付技 術の担当者、(オ)温度検知に係る各種センサ技術の担当者、 (カ) 温度制御技術の担当者、(キ) タイマー技術や時間制 御技術の担当者、(ク)調理器一般技術の担当者、(ケ)他 の加熱技術の担当者、等々多部署にわたる多くの審査官の ところに出向き、その分野の先行技術を教授いただくこと の毎日でした。それをもって、指導審査官は、私に対し「審 査は足で稼げ」という表現をされていたわけです。

それは最初、なかなか辛いものでした。通常一度目は面 識の無い審査官ですし、どういう方かも分からない状態で、 まず審査案件の発明のポイントを説明し、その中で、私が 欲している先行技術(その方に聞こうとしている技術)を 説明して、調査の協力を仰ぐことになります。しかも、そ れによって相手には、その方の仕事の中断を余儀なくさせ るわけですから、こちらが簡潔に要領良く説明しないとい けないというプレッシャーもかかります。

しかし、実際にお会いしてみると、相手の審査官は、私 がまだ駆け出しだったこともあったでしょうが、仕事を止 めて丁寧にご対応いただけました。確かに、中には、「そ んなのは周知だ」とだけ言って、相手にしてくれなかった 人がいたことも否定はしませんが、私を側に座らせたまま 一人で黙々と分冊をめくり、該当技術文献を素早く魔法の ように出してくれる人、分冊を机の上に並べ、「半分は自 分で見てね」と言って一緒にサーチをしてくれる人、分冊 をめくりながら技術の流れを解説してくれる人、欲した技 術文献は見つからなくても、その代替技術文献を出してく れる人、等々、その対応振りは様々でしたが、日々助けて いただいておりました。

そして、何度か通い、顔馴染みになってくると、また、 私も時を経て場数を踏んでくると、その方のサーチ戦略等 を聞き出したり、その方の分冊の中に、本来、自分の分冊 にもファイルされていないといけない(少なくとも副分類 が付与されていないといけない) 公報を見出してはコピー をとってファイルしたり、時には、私がサーチした電子レ ンジの第一引例へのその方の担当分野技術の組み合わせの 是非等の議論を持ちかけたりと、自担当の分冊の充実化や、 相手のサーチノウハウの習得、進歩性等の考え方・判断の 仕方の吸収といった、非常に貴重な機会にもなっていった のです。すると、そのように関連審査部署に出かけていく ことが、次第に辛さから楽しさに変わり、その成果に喜び も感じるようになりました。そのスタイルは、審査官補か ら審査官になった後も続くことになります。

### 3-3.サーチの効率化、サーチ能力の向上のためには何を?

現在は、ペーパーレスの時代、サーチ環境もIT技術を 駆使し、紙公報が単に電子公報になったのみならず、コー ド情報化され、FI・Fターム検索やテキスト検索まで出来 るようになりました。しかも、海外公報も含め全技術分野 の検索が自分のデスクで全て可能となり、サーチ環境は大 きく変わりました。しかしながら、サーチの効率化を図る、 サーチ能力を向上させるという観点から見れば、1980年 代も現在もその本質に変わりはないのではないでしょう か。その本質としては、その技術分野の審査を担っている 審査官として、(i)データベース(昔であれば分冊)やサー チツールの欠陥、劣化を改善する、(ii)担当分野の審査 のためにサーチ対象としなくてはならないデータベースや 最適なサーチツールをその優先度も含め十分に認識・理解 した上で、すなわち、最適なサーチノウハウを自分のもの

とした上で、サーチを実行する、といったことが挙げられ ます。(i)については、1980年代であれば、欠損してい た公報コピーをファイルに追加する、また、IPCの下に非 公式分類を展開し、分冊を細分化するという対策ですが、 現在であれば、個別公報にFI・Fタームを追加付与する、 また、FI・Fターム体系のリバイスや再解析をすること等 でサーチツールを磨くということになるでしょう。しかし ながら、1980年代であれば、審査官個人のマンパワーで マニュアル処理できたところ、現在は、個別公報へのFI 等の追加はともかく、FI・Fタームのリバイス、再解析と もなれば、予算や体制等の制約からその修繕には時間を要 し、ベストなサーチ環境をリアルタイムで追求することは 困難という現実があります。

それでは、(ii)はどうでしょうか? 1980年代であれば、 上述のように指導審査官や関連する部署の審査官から直接 学ぶ手法が唯一の手法だったと言っても過言ではありませ ん。入庁して数年後に、サーチノウハウの共有化のため、 非公式分類を図面と共に解説した冊子を所属の審査室の審 査官総出で作成・製本した記憶がありますが、当時、その ような冊子は希少なものでした。それに対し現在は、これ までに作成してきたサーチ戦略ファイル (SSF)、今年度か ら取り組んでいるwiki形式のサーチ戦略メモの活用等、 IT環境の下で有益な手法を取り得るようになってきてい ます。それらをより充実したものにすることは、(i)を カバーする意味でも非常に重要なことです。また、昨年7 月から開始した、出願を特定してサーチ履歴を残すように することも、将来の偉大な財産となるでしょう。

ただ、時代は変わっても1980年代の「他の審査官から直 接学ぶ」という手法も非常に有益であるということに全く 変わりはありません。確かに現在、審査官は当時よりもは るかに審査業務に忙殺されていることに疑いの余地はなく、 他の審査官、特に他部署の審査官に先行技術調査の話を持 ちかけることに躊躇する気持ちが働くことも十分理解でき ます。しかしながら、直接の会話、やり取りから、短時間 でも多くのことが学べ、また相手にとってもプラスとなる こともあるでしょう。幸いなことに現在は、審査室におい てグループ体制が敷かれ、グループ内で複数の審査官が同 一の分類を担当する、所謂、複数担当官制が普通となって きています。少なくともその担当官の間でサーチ戦略の議 論をすること等によって、互いにサーチノウハウを共有し、 ベストなサーチ手法を確立していける環境が出来ています。

自分のサーチ手法に自信をもって審査に臨むことは大切 なことですが、もっと良い手法はないかと探求し続ける気 持ちも大事です。

## 4.会議で意見を戦わせて学ぶ ~ 「特許庁はシステム本位制なのか」との批判に向き合って~

### 4-1.総務課長補佐としての特命を受けて

1992年3月、私は新設の総務課長補佐ポストへの併任 を命じられました。その一番のミッションは、「実用新案 制度を早期権利保護ニーズに対応すべく審査登録制度から 無審査登録制度に変える法改正を1993年春の通常国会で 実現し、出来るだけ速やかに施行できるようにする」こと でした。この制度改正議論は、既にその前年から開始され ていましたが、制度改正審議室メンバーを中心とした法制 部門と電子計算機業務課(現在の情報システム室)メンバー を中心としたシステム部門との議論が上手く噛み合ってお らず、暗礁に乗り上げている感が庁内に漂っていました。 そのような時に、総務課において、その調整役、仲介役の 一人としての働きを求められたわけです。1990年12月 から電子出願受付を開始し、その後の出願は全て電子デー タで取り扱われる時代となっていました。そのため、業務 フローを変更するような法改正にはシステム改造が必ず伴 うという構図に既になっていたわけですが、電子出願開始 以降初めての法改正の試みであり、それまで法改正作業と システム改造作業を同時に行ったことがなく、そういう意 味で皆が未知の領域に足を踏み入れるものでした。

法制部門の仕事の進め方は、新制度の趣旨・骨子の詰め に始まり、審議会を経つつ、改正法案の法制局審査に臨み、 手続様式等の省令規程の詰めは最後の最後というのが通常 のパターンです。それに対し、システム部門の仕事は、新 制度の趣旨・骨子のみならず、手続様式や業務の流れをも 早急に確定してくれないとシステム改造設計に着手できな いという性格のものです。したがって、システム部門から すれば、それが出来ないのなら、改正法の公布から施行ま での期間をシステム改造に要する年単位で十分に確保して ほしいというような主張をせざるを得ないこととなったわ けですが、それまでの法改正からすれば例の無いことで、 とてもそのような主張を採用する決断は出来ませんでした。

そのような状況を、当時の総務部の幹部の一人は、「特 許庁はシステム本位制なのか」という表現をもって怒り嘆 かれたわけですが、私はそれには真っ向から反論する立ち 位置でおりました。確かにその幹部の気持ちは分からない でもありません。それまでの法改正は、新業務を行うため の予算と人員が確保できれば対応できていたわけですが、 ペーパーレスシステムの時代となり、突如、それにシステ ム改造が必須要件として新たに加わり、かつ改造には年単

#### **BRIDGE WORK**

位での時間を要するとなると、今回のみならず今後の制度 改正はどのようになっていくのだろうかと不安に思われた のでしょう。しかしながら、ペーパーレスシステムの導入 により、事務業務、審査業務の効率化が大きく図られたこ とのみならず、電子公報の発行も可能となり、制度ユーザー にとっての利便性も飛躍的に向上したわけです。また、当 時、システム部門は、決して後ろ向きであったわけではな く、むしろ彼らの強い責任感から法改正事項を確実に滞り なくシステム改造に反映するために当然の主張をしている に過ぎないものでした。電子出願システム導入時、私も電 子計算機業務課に併任経験があり、システム開発ベンダー の指導・管理も含め他部署では味わうことのない苦労を 知っていただけに、制度改正が上手くいかないのは、シス テム部門の問題、システムがお荷物になっているというよ うな捉えられ方は絶対容認できないものでした。それ故に、 法制部門とシステム部門、双方のニーズを満たす調整をし、 法改正とその円滑な施行を実現するしかないという悲壮 な? 決意を固めた次第です。

## 4-2. 法制部門とシステム部門、 双方のニーズを満たすために

与えられたミッションを達成するために採用した手法 は、総務課が率先して法制部門の考え方を前倒しで引き出 し、それを出願受付から登録までに関係する各部署と協議 しつつ業務フロー等の形に具現化し、それによりシステム 部門でシステム改造設計が開始できるような仕事の進め方 をすることでした。システム部門には、新たな業務フロー が確定してからそれに対応する改造システムのリリースま での期間を1年3月程度まで縮めるスケジュールを何とか 組んでもらい、他方、法制部門には、改正法の施行日を 1994年1月とすることで内諾をもらいました。その施行 日から逆算すると、法制局審査も経ていない1992年の初 秋頃までには新たな業務フローを固めるというハイリスク な綱渡り的なスケジュールではありましたが、検討体制メ ンバーに恵まれたことを最大の要因として、新制度を円滑 にスタート出来たという点では成功でした。

このため、1992年3月に併任してから新たな業務フロー を固めるまでの約5ヶ月が最大の勝負時期になりました。 総務課メンバーを中心として、法制部門、システム部門、 出願受付から登録までに関係する各部署からの補佐、係長 クラスのメンバー30名程度で検討体制が組まれました。 各部署のそれぞれの立場から、意見のぶつかり合いは日常 茶飯事でしたが、新制度導入を成功させたいという気持ち

では完全に一致しており、それに向かって全員が熱意と気 概に溢れていました。メンバー全体の会議も月に何度も開 催し、課題を整理して宿題担当部署を割当て、期日を決め て次回にその成果を持ち寄るスタイルで進みました。その ため、次の全体会議までの間は、課題毎に関係者が昼夜を 問わず集まり、解決策を見出すために議論を続けました。 決して良いこととは推奨できませんが、期日が迫る中、関 係者の都合から深夜の日が変わってからの議論開始も通常 のことでした。余談になりますが、その5月中旬、私は、 当時、幼稚園児だった長女から風疹をうつされ、数日間の 休暇取得を余儀なくされたのですが、最初、役所で風疹に かかってしまったと分かった際、思わず、これでゆっくり と布団の中で眠れるという気持ちになったほど、その時期 はハードな勤務状況でした。結果的には、自宅で40度近 い高熱にうなされ、それは仕事以上にきつかったのですが。

#### 4-3. 各部門の多大な努力を積み重ねて

その約5ヶ月、私自身もいろんなアイデアを出しては叩 いてもらい、他のメンバーからもアイデアをもらってそれ らを集約し、また、各部署が抱える制約や問題を学び、そ れらを解しつつ新制度下での制度骨子と業務フローは固 まっていきました。そして、その年の7月末に、何とか業 務フローを確定し、それを持ってシステム設計をすること が決定されました。その中で、法制部門やシステム部門を はじめ、関係部署に多大な御苦労をかけた事項は、数え切 れない位あります。その一つを紹介しますと、「出願時に、 出願料と登録料(3年分)とを願書により同時納付とする。 そのため、設定登録は、出願人の責により業務が遅れてい るものを除き、原則として出願日順に行い、自動登録処理 する。」という決定をしたことです。

これは、特にシステム部門に大きな御苦労をかけること となった事項です。まず、早期登録の観点から、登録料を 出願時に納付させるとすることは、登録料の納付金額 チェック部署が従前の登録業務部門から方式審査部門に変 わるという面はあったものの、検討メンバー全員に納得感 がある考え方でした。しかしながら、その結果、出願順に 登録をしなければならないという方針がくっついてきたこ とは、システム部門に大きな波紋を投げかけました。当時、 出願形態には、オンライン、フレキシブルディスク (FD)、 書面と3種類あり、FD出願と書面出願の場合は、データ エントリー機関で記録原本ファイルに格納できるフォー マットにする作業が発生していました(書面の場合は今も 同様ですが)。オンライン出願に比して、FD出願の場合に

は、3週間程度、そして、書面出願の場合には、1ヶ月強、 記録原本ファイルへのデータ格納が遅れる、すなわち、基 礎的要件審査の開始がそれだけ遅れるという状況にあった わけです。しかし、上記の方針に沿うには、出願形態に関 係なく、出願日が同じ瑕疵のない出願については、設定登 録のタイミングを同一日に合わせる、かつ、後の出願に追 い越されないようにする、というシステムを組まなくては ならず、それはシステム設計上、いろんな工夫が必要で、 開発規模が大きくなってしまう、すなわち開発遅れのリス クが大きくなってしまうものでした。しかも、その結果、 出願から登録までに要する期間が約5ヶ月になってしまう という試算でした。仮に、出願日順ではなく、基礎的要件 審査や方式審査等、登録前に行うべき業務が全て完了した ものから順番に自動登録処理できれば、システム構成も簡 単になり、その改造も軽くなることが分かっていました。 また、そうすれば、当時でも半分以上を占めていたオンラ イン出願については、設定登録まで4ヶ月を切ることが可 能となる見込みでした。そのため、その代替案を、何度も 法制部門とも合議したのですが、採用されず、結果として、 出願日順登録を実現するシステム開発を行うこととなりま した。法制部門の主張は、産業財産権制度のみならず、一 般論としても、登録手続日(登録料納付日)順の設定登録 が大原則、というものであったと記憶しています。ただ、 それは、登録手続が書面を前提としていた時代のものでし た(その時は、特許庁においても設定登録手続はペーパー レス化されていませんでした)。その後、時を経て、オン ライン手続が一般化し、特許庁においても、登録手続日順 から登録手続の要件チェック完了順に設定登録の原則を変 更していますので、その際、もっと時間に余裕があって、じっ くりと議論し、あるべき姿を詰めることが出来ていたらな あと、後々残念に思った事例でもあります。

#### 4-4. IT環境に依存し過ぎずに

当時は、総務課でも1台のパソコンを数人でシェアして いるような状況で、Eメールも存在しない時代でした。そ のため、会議のセット自体も大変でしたし、資料も事前に 関係者のデスクを廻って配付するか、あるいは会議場で配 付するしかありません。それに対し現在は、Eメールや共 用フォルダを活用できる等非常に便利になりました。しか しながら、最近の状況を見ていますと、あまりにもEメー ル等のみに頼りすぎてはいないかとの危惧もしています。 前職の時代も、大量の資料が添付されたメールが届き、意 見、質問があればいついつ迄に、といった相談や合議が度々

あったと記憶しています。確かに、このような手法は、関 係者が特定時の時間拘束を求められず、各自、自分の都合 で好きな時間に書類を読み、意見等を述べることができる という大きなメリットがあり、本手法を好まれる方も多く いらっしゃるでしょう。ただ、その反面、書類は各自がそ れぞれ読んで理解しなくてはならないという負担がかかり ますし、また、リアルタイムで他者の考え方を聞くことが できないというデメリットもあります。かつてのような直 接の会議方式は、資料の説明を受けることで、効率よく内 容を把握し、また、皆で意見を戦わせることで、意思の疎 通も図りやすく、その場で他者の考え方も学べ、その結果、 より良い考えが生まれ、結論に至らせることもできると いった多くのメリットがあります。状況に応じてEメール 等の活用と昔ながらの直接会議の活用を上手く組み合わせ て、関係者のその仕事の成功に向けた熱意や気概を後押し していただきたいなと思う次第です。

仕事が困難であればあるほど、それに取り組むメンバー には高いモチベーションが求められます。もちろん、熱意 や気概があれば、何事でも成功するというものではありま せん。しかし反対に、熱意や気概を失うことは、上手くい くものもいかなくさせるというのが私の実感です。

5.外部の有識者から直接学ぶ ~「ヤングレポートは米国プロパテントの象徴」というのは本当か?~

## 5-1. 米国プロパテント政策の検証に取り組んで

1996年7月からの3年間、私は、(財)知的財産研究所 ワシントン事務所長として、米国ワシントンDCに駐在し ていました。それは、米国議会、米国特許商標庁(USPTO) をはじめとする政府機関、連邦巡回控訴裁判所 (CAFC)、 知財関連団体、大学、ローファーム等、米国と日本との間 でのリエゾンパーソンとしての働きを求められたものでし た。米国側からの情報収集や、相手との意見調整、また、 日本からの出張者へのアテンド等、その間、いろいろな貴 重な経験を積ませていただきましたが、ここでは、その一 つを紹介します。

それは、1998年の暮れも押し詰まった頃のこと、私は、 オフィスで、総務課企画調査室(現在の企画調査課)から の一本の電話を受けました。その用件は、「日本も、近年、 プロパテント政策 (特許重視政策) を提唱しているが、そ の本家と言われる米国のプロパテント政策は、どのような 背景から打ち出されてきたのか?それを検証し、報告書と してまとめるように。」というものでした。

既に米国駐在も2年半が経過しようとしており、現地で の仕事にもかなり馴れていた時期ではありましたが、米国 パテント史を紐解かねばならないその発注は、非常に重い ものでした。知財保護強化策を打ち出したカーター政権下 の国内政策レビュー(所謂、「カーター教書」)が1979年、 バイ・ドール法が1980年、CAFCの設立が1982年、 USPTOの改革(予算の拡大、審査官の大幅増員等)が 1982年から、レーガン政権下の産業競争力委員会報告書 (所謂、「ヤングレポート」)が1985年、というように、 1980年前後で、それまでのアンチパテントからプロパテ ントへの転換がなされています。したがって、20年もの 時代を遡って、当時の背景を押さえる作業は、想像を絶す るものになるのではないかとの大きな危機を感じたことも 事実です。

しかし、上手くいけば米国駐在員としての集大成の仕事 にもなるかなという思いもあり、その仕事をどう進めれば 良いかを、年末年始に渡り、頭の中で試行錯誤したのです が、たどり着いた結論は、「度胸で勝負する」ということ でした。米国の知財社会のリーダー達の中から、プロパテ ントへの転換に重要な役割を果たしたであろうメンバー に、直接、当時の話を聞き出そうと決断した次第です。ま さに、「人から学ぶ」というスタイルで進むことを選びま した。そのメンバーとは、USPTO元長官、上院・下院司 法委員会元スタッフ、CAFC判事、当時の大統領諮問委員 会メンバー、当時の商務省幹部、特許弁護士、知財法の大 学教授等で、結果的には、12名の重鎮にお相手をいただ くことができました。駐在員2年半の成果として、それな りの人脈が広がっていたことも幸いし、そのうちの殆どの 者とは既に面識があり、また、残りの者も人脈を通じてコ ンタクトでき、インタビューのアポは、比較的、簡単にと れました。

問題は、実際のインタビューをどのように実施するかで した。それまで、インタビューは、予算の問題もあり、拙 い英語ではありましたが、自ら一人で何とかこなすように していました。しかし、今回は、限られた時間内での聞き 漏らし等許されない一発勝負で、かつ聞いた話は全て残し ておきたいと考えていましたので、リサーチ会社の2名に 応援を頼むこととしました。私が、冒頭、趣旨説明をし、 一人が準備していた質問をぶつけ、もう一人が全ての発言

をメモするというやり方で進め、また、私は、全体のやり とりを聞きながら、聞き忘れていることや更に深く聞きた いことを質問するという手法をとりました。最初はどう なっていくだろうと不安感一杯でインタビューに臨んだの ですが、皆さん、かつての自分が活躍した話ができるとい うこともあって、懐かしく当時を回顧いただき、予想をは るかに超える多くの貴重な情報を聞き出すことができまし た。例えば、カーター政権下の商務省元幹部から出た、「米 国産業界挙げての協力を得たカーター教書の作成は、全米 科学財団が毎年発行する「科学指標」の中で、1970年代 後半に発明の数が減少しているデータに気づいたカーター 大統領が、そのグラフの余白に "Why?" と書いたことが きっかけになった。」といったような、正に当事者からで ないと聞き出せない話です。驚きと感激の連続でした。

#### 5-2. 悩みに悩んだヤングレポートの評価とは

そのような興奮の中、一つの大きな悩みが生まれていま した。それは、日本では米国プロパテントの絶対的な象徴 として不動の評価がなされていたヤングレポート2の位置 づけをどう整理すればよいかということでした。当初、イ ンタビューにおいて、ヤングレポートを持ち出せば、直ぐ に相手から高い評価が返ってくるものと期待して臨んだの ですが、様子は全く異なり、期待は大きく外れました。そ の存在すら知らない者もいて、また、知っていても、聞い たことがあるという程度で、殆ど重要視していない者が結 構いました。相手の1名は、ヤングレポート作成に係る政 府の事務局長を務めたレーガン政権下の商務省元幹部でし たので、彼は、米国プロパテントを推進したレポートとし ての自慢話でしたが、むしろそのような者は、極少数派で した。その点で、殆どの者から高い評価が得られたカーター 教書とは、大きな違いがありました。

確かに、カーター教書で提唱されたUSPTO改革やCAFC の設立、また、最高裁の、人工微生物、ソフトウエアを特 許対象として認めた2つの判決3)4)、等、日本でも注目さ れたプロパテントへの動きは、ヤングレポート以前に既に なされています。したがって、当時、日本で、政治家も含 め、よく使っていた「ヤングレポートから始まった米国の プロパテント政策」というフレーズは、完全な間違いです。

<sup>2) 1985</sup>年に、当時のヒューレット・パッカード社の社長であったジョン・ヤング氏を委員長とする産業競争力委員会がまとめたレポート。4つの 提言の一つ「研究・開発・製造」の部分で知財保護強化が謳われ、付属書Dとして「知財保護強化に関する特別レポート」が添付されています。

<sup>3)</sup> 最高裁チャクラバティ判決 (Diamond v. Chakrabarty, 447 U.S.303,206 USPQ 193 (1980) )

<sup>4)</sup> 最高裁ディア判決 (Diamond v. Diehr, 450 U.S. 175,209USPQ 1 (1981))

ただ、ヤングレポートは、国内政策としての先端技術の 保護強化に加え、対外政策として、諸外国の知財保護強化 を狙った二国間交渉、多国間交渉をも提言しています。そ の対外政策部分は、日本にとって対岸の火事ではなく、む しろ自分に降りかかる火の粉になる恐れがあったことか ら、日本での当時の大きな反響に繋がったのではないかと も感じた次第です。実際に、その提言が、1988年の通商 法改正によるスペシャル301条の新設や、1993年末の GATT・TRIPS (現在のWTO・TRIPS) 最終合意につながっ たと言われています。

インタビュー結果を基にした報告書の取り纏めは、その ような悩みを抱えつつ進み、何とか帰国直前の6月に完成 させることができましたり。その中で、ヤングレポートは、 上記のような状況から、大黒柱的な位置づけにはしておら ず、対外政策面を中心に取り上げています。

## 5-3. IT環境によって仕事が深化して

私が米国に駐在していた1990年代の後半は、駐在員と しての仕事のスタイルが大きく変わった時代でした。携帯 電話があり、ラップトップパソコンがあり、そして、Eメー ルやインターネットが出現し、オフィスにいなくても、ど こでも仕事が出来る環境になっていました。他方、米国議 会、USPTO、IP関係団体等はホームページを開設し、多 種多様の情報を逐次発信し始めていました。そのため、そ れまで現地でないと入手しづらかった情報が、日本からで も簡単に手に入る時代になっていました。これは、ある意 味、駐在員の存在を、一見、脅かすものです。しかし、見 方を変えれば、単なる情報入手は、日本側に任せておいて も大丈夫で、むしろ、現地で、情報発信源や関係者、ある いは有識者等から、その情報の背景や詳細を取り出すとい う仕事に軸足を置けるということです。私自身、そのよう にIT環境が充実してきた時代であったからこそ、人的ネッ トワークを広げ、それを強化することで仕事の中味を深め ることが出来たと思っています。

このことは、海外駐在員の仕事ぶりに限られたことでは ないでしょう。日本においても、膨大な情報が氾濫してい る中、何が正しく、何が間違っているのか等、情報の選別、 そして、その深掘りのためには、制度有識者や制度ユーザー も含め、人から学ぶというスタイルが、益々重要になって きていると考えます。

## 6. おわりに

今回、3つの経験談をもって、私が仕事を進める上で、「人 から学ぶ」ということに如何に支えられ、助けられてきた かということを紹介しました。人から学べるということは、 同時に人間関係を構築し、またそれを発展でき、私自身、 素晴らしいことと思っています。ただ、人から学ぶという ことに主眼があるのではなく、その学んだことを、どう活 かすのかということが重要です。したがって、人から学ぶ にあたっては、まず、自分が何を欲しているのか、何をし たいのか等、事前にそれなりの準備、整理が必要です。ま た、事後には、学んだ情報、アイデア、考え方等を、全て 取り入れるのか、部分的に吸収するのか、あるいは捨てる のか等、その選択も必要となります。その際の判断を誤ら ないためにも、常に自分自身の考え方や方向性をしっかり と持っておくことが大事です。

現実は、「言うは易く、行うは難し」ですが、今後も、「人 から学ぶ」スタイルを大切にしていきたいと思っています。

## **Profile**

## 木原 美武(きはら よしたけ)

昭和56年4月 特許庁入庁(審査第三部熱機器)

60年 4月 審査第三部審査官(熱機器)

平成 1年 4月 総務部電子計算機業務課事務処理機械化推 進室機械化専門官

> 2年 1月 総務部電子計算機業務課機械化企画室調査 班調杏係長

3年 7月 審査第三部審査官(自動制御)

4年 3月 総務部総務課長補佐

6年 4月 総務部総務課長補佐(技術審査委員)

審判部審判官(第21部門) 7年10月

8年 7月 (財) 知的財産研究所ワシントン事務所長

11年 7月 総務部総務課企画調査室長・大学等支援室長

13年 1月 特許審査第一部調整課審査企画室長

14年 7月 (財) 工業所有権協力センター企画部長

17年 4月 特許審査第二部審査監理官(動力機械)

17年10月 総務部技術調査課長

19年 6月 総務部企画調査課長

19年 7月 特許審査第二部首席審査長

20年 7月 特許審査第一部調整課長

22年 7月 特許審査第二部長

<sup>5) 「</sup>米国プロパテント政策の検証 | というタイトルでの報告書となっており、概要版は、「知財研フォーラム Vol.39 | (1999年秋) に、また、 全体版(各インタビュー結果も含む)は、「特許ニュース」2001年1月~6月の間に、15回に分けて掲載されました。